



令和7年度神奈川県医療安全推進協議会 資料1

神奈川県の医療安全対策について

【目次】

1 医療安全対策事業

2 病院等に対する医療安全体制の確認

3 医療安全相談センター運営事業

1 医療安全対策事業

○事業開始年度 平成13年度

○令和7年度予算 170千円

○目的

医療安全への取組を推進するため、県医師会等関係団体と県による実行委員会を設置して講習会等を開催することで、県民に対し安心できる医療を提供する。

○事業内容

(1) 医療安全対策事業実行委員会

(2) 医療安全講習会の開催

(3) 医療安全管理者養成研修

1 医療安全対策事業

(1) 医療安全対策事業実行委員会

○内容

県内医療機関に対し、医療安全に関する啓発を図るための講習会の企画運営を行う。

○構成団体

(公社) 神奈川県医師会、(公社) 神奈川県病院協会、(公社) 神奈川県看護協会、

(公社) 神奈川県薬剤師会、(公社) 神奈川県歯科医師会及び神奈川県の6団体

○開催状況

令和5年度：令和5年11月17日開催、令和6年2月、3月書面審議

令和6年度：令和6年7月2日開催、令和6年8月、12月書面審議

令和7年度：令和7年7月書面審議、その後の日程については今後調整

1 医療安全対策事業

(2) 医療安全講習会の開催 (医療安全対策事業実行委員会主催)

○内容

県内の医療機関関係者を対象に医療安全に関する意識啓発を図るための講習会を開催する。

○開催状況

令和5年度 (幹事団体: (公社) 神奈川県医師会)

令和6年2月開催

令和6年度 (幹事団体: (公社) 神奈川県看護協会)

令和6年10月開催

令和7年度 (幹事団体: (公社) 神奈川県病院協会)

令和7年9月開催予定

令和7年度開催予定(医療安全推進セミナー)

【日時】令和7年9月6日(土)14:30~

【場所】神奈川県総合医療会館 7階(集合・Web形式併用)

【内容】講演 医療安全の歴史から理解する基本知識

～医療事故の歴史・医療政策の意味・医療安全の基礎知識をまとめて解説～

講師 横浜市立大学附属病院 医療の質向上・安全管理センター 医療安全管理部 部長

医療安全・医療管理学 診療教授、病院長補佐、安全管理指導者 菊地 龍明氏

1 医療安全対策事業

（3）医療安全管理者養成研修（県立保健福祉大学実践教育センターと共催）

○内容

県内の医療機関で医療安全管理に関する業務を行う医療関係者を対象に研修会を開催する。

○開催状況

- ・令和5年6～7月開催（Web 5日対面3日）
- ・令和6年5～7月開催（Web 2日対面6日）
- ・令和7年7～10月開催（e-ラーニング、対面2日）

2 病院等に対する医療安全体制の確認

（1）病院に対する医療法に基づく立入検査

○令和7年度予算 直営

○目的

病院が医療法及び関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院を科学的でかつ適正な医療を行う場にふさわしいものとする。

○内容

- ・「神奈川県医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査実施方針」に基づき、人員、管理、帳票・記録、構造設備等の検査を毎年1回実施
- ・立入検査における医療安全体制の検査項目は、医療の安全管理のための体制確保、院内感染対策のための体制確保、診療用放射線に係る安全管理体制の確保 等
(詳細は次頁)

2 病院等に対する医療安全体制の確認

病院に対する医療法に基づく立入検査における医療安全体制の検査項目

医療の安全管理のための体制確保	指針の整備／委員会の開催状況／研修の実施状況／改善方策の実施状況／再発防止策の周知及び遵守
院内感染対策のための体制確保	指針の策定／委員会の開催状況／研修の実施状況／改善方策の実施状況
診療用放射線に係る安全管理体制の確保	責任者の配置／指針の策定／研修の実施状況／改善方策の実施状況
医薬品に係る安全管理のための体制確保	責任者の配置状況／研修の実施状況／業務手順書の作成等／医薬品安全管理責任者による業務の定期的な確認の実施／改善方策の実施状況
医療機器に係る安全管理のための体制確保	責任者の配置状況／研修の実施状況／保守点検計画の策定等／改善方策の実施状況
ドクターヘリの運航に係る安全の確保（県内 2か所）	運航に係る要領の策定／運航要領の遵守

2 病院等に対する医療安全体制の確認

○病院に対する医療法に基づく立入検査実施結果

令和6年度立入検査実施施設数 332病院（保健所設置市分も含む）

＜検査結果概要＞

項目名	遵守率100%の検査項目	その他の検査項目及び遵守率
安全管理	相談に応じる体制	指針整備99.7%、委員会設置98.5%、研修実施98.8%、事故報告等方策97.9%、再発防止策の周知及び遵守98.2%
院内感染	委員会開催	指針策定99.4%、研修実施98.5%、推進方策95.5%
診療放射線		責任者配置99.7%、指針策定99.4%、研修の実施99.4%、改善方策99.4%
医薬品	研修実施、安全使用方策	責任者配置99.7%、手順書97.6%、定期的な確認実施98.2%
医療機器	責任者配置	研修実施99.1%、保守点検実施97.3%、安全使用方策99.4%
その他	患者相談体制（特定機能病院、臨床研修病院、歯科医師臨床研修施設が対象）	

2 病院等に対する医療安全体制の確認

(2) 衛生検査所に対する臨床検査技師等に関する法律に基づく精度管理事業

○令和7年度予算 1,807千円

○目的

県内の衛生検査所（49施設：令和7年7月1日現在）における検査業務が、適切に行われることを目的として、行政機関が指導・監督するもの。

○内容

ア 精度管理調査（実務は(一社)神奈川県臨床検査技師会に委託）

- ・衛生検査所の検査精度の向上を図るために、県が配布した同一の検査対象物（検体）を各衛生検査所で検査・報告し、その結果を収集・分析する調査
- ・調査結果は、衛生検査所や病院を対象として年1回開催している研修会で講評

イ 立入検査

- ・臨床検査技師等に関する法律第20条の5に基づき、衛生検査所に対して実施する検査（検査項目と結果概要は次頁）

2 病院等に対する医療安全体制の確認

- 衛生検査所に対する臨床検査技師等に関する法律に基づく立入検査実施結果
令和6年度立入検査実施施設数 36施設（保健所設置市分も含む）

項目	主な指導事項
1 管理組織の基準に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・精度管理責任者は、少なくとも週1日、衛生検査所において精度管理の業務に携わる者を選任すること。・検体の受領から結果報告までの検査業務中は、医師又は臨床検査技師が2名以上（精度管理責任者は含めない。）常時勤務していること。・指導監督医から定期的に指導を受け、出勤状況及び指導内容を記録し保存すること。・検査実施者については、技能評価標準作業書のとおり、技能評価を実施し記録すること。・教育研修標準作業書のとおり、教育研修計画を立て、研修を実施し記録すること。・苦情処理の対応について、指導監督医のアドバイスやその対応を台帳に記載すること。・精度管理責任者による検査評価及び改善指示事項を記録し保管すること。
2 構造設備の基準に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・感染性廃棄物容器には適切な色のバイオハザードマークを貼付し内容物を明示すること。・感染性廃棄物の管理規定を策定すること。・感染性廃棄物は持ち出さず、各検査エリア内で処分すること。

※下線部は文書指導、その他は口頭指導（次頁同様）

2 病院等に対する医療安全体制の確認

項目	主な指導事項
3 検査業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・測定標準作業書等に記載された検査機器については、検査機器保守管理標準作業書の作成をすること。・検査依頼書及び検体ラベルには、検査依頼項目を記載すること。・検体の保管・返却・廃棄処理台帳の記載事項に委託元の名称及び保管期限を追加すること。
4 検査精度の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・外部精度管理台帳を作成し、標準作業書に則って行っていることを記録すること。・技能評価は月1回以上実施し、その記録を残すこと。
5 検査外部委託に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・委託検査管理台帳は、「細菌・病理」の分は作成されているが、「血算・生化」の分が作成されていなかったため、整備すること。併せて、標準作業書にも記載すること。
6 検査結果の報告に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理標準作業書について、「苦情処理の体制」に「指導監督医に報告する」等を明記することで、指導監督医の役割を明確にすること。
7 その他	<ul style="list-style-type: none">・外部精度管理調査の計画や結果をファイリングすることで、それを外部精度管理台帳の代わりとして扱っている。標準作業書に記入要領があるのであれば、当該台帳を作成すること。・検体保管・返却・廃棄処理台帳について、廃棄処理のみ作成されていたため、統合したものを整備すること。・劇物の保管場所に「医薬用外劇物」の表示をすること。

3 医療安全相談センター運営事業

○事業開始年度 平成16年度

○令和7年度予算 117千円（相談員の人工費は含まず）

○目的

医療に関する患者・家族等の苦情・心配や相談に迅速に対応する体制を整備し、医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進する。

○体制

ア 相談員数 3名（1日当たり1名又は2名の配置）

イ 受付時間等 平日・月曜～金曜（年末年始・祝日を除く）

10：00～12：00／13：00～15：00

○主な機能

ア 相談業務

- ・医療に関する相談・苦情への対応（必要に応じて、医療機関の管理者及び患者に助言）
- ・医療機能情報に関する質問・相談への対応

イ 医療安全の確保に関する必要な情報の提供

3 医療安全相談センター運営事業

令和6年度実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 相談業務							通年					
2 医療安全推進協議会の開催						8/2						
3 保健所設置市との連絡会											3/10	
4 患者への情報提供（ホームページ）						通年						
5 広報（ホームページ） (県のたより) (パンフレット作成配布)						通年					2月号	
6 相談員の研修参加			作成				随時					
7 アドバイザー相談								12/23				
8 相談対応マニュアルの見直し						随時						

3 医療安全相談センター運営事業

令和7年度予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 相談業務							通年					
2 医療安全推進協議会の開催						8/4						
3 保健所設置市との連絡会										年1回		
4 患者への情報提供（ホームページ）						通年						
5 広報（ホームページ） (県のたより)						通年						
(パンフレット作成配布)			作成									
6 相談員の研修参加						随時						
7 アドバイザー相談						年1回						
8 相談対応マニュアルの見直し						随時						

説明は以上です。